

公告第747号  
平成29年12月26日

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、上熊本ハイツマンション建替組合の設立を認可したので、同法第14条第1項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大 西 一 史

- 1 組合の名称  
上熊本ハイツマンション建替組合
- 2 施行マンションの名称及びその敷地の区域  
上熊本ハイツ  
熊本市西区上熊本一丁目215番地5
- 3 施行再建マンションの敷地の区域  
熊本市西区上熊本一丁目215番地5
- 4 事業施行期間  
平成30年1月から平成32年12月まで
- 5 事務所の所在地  
熊本市西区花園一丁目3番7号 金沢ビル302号室
- 6 設立認可の年月日  
平成29年12月25日
- 7 事業年度  
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 8 公告の方法  
事務所又は敷地内の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して  
行う。
- 9 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成30年1月24日